

第8回 いわきサンシャインマラソン

2017年2月12日(日)開催

参加者を募集

▶種目／参加資格／参加料／定員

種目	参加資格	参加料	定員 (先着順)
マラソン (42.195km)	2016日本陸連登録者 (高校生を除く) 一般男女 (高校生を除く)	7,500円	7,000人
10km	一般男女 (高校生を除く) 高校生男子	3,500円 1,500円	1,400人
5 km	一般女子 (高校生を除く) 高校生女子 中学生男女	3,500円 1,500円 1,000円	700人
2 km	小学生男女 (3年生以上)	1,000円	500人
2 km親子	親子 (子は小学1・2年生)	3,000円	200組

▶申込方法 いわきサンシャインマラソン公式ホームページ (<http://www.iwaki-marathon.jp/>)、または携帯サイト (<http://www.iwaki-marathon.jp/i/>) から申し込むか、専用振替払込用紙を郵便局窓口へ
※大会リーフレットや専用振替払込用紙は、実行委員会事務局、本庁舎1階市民ロビー、各支所・市民サービスセンターなどに9月上旬から備え付けます。

▶申込期間 9月1日(休)～10月14日(金) (専用振替払込用紙での申し込みは9月30日(金)まで)



携帯電話



スマート
フォン



LINE
アプリ

ボランティアとサポートメンバーを募集

○ボランティア

- ▶対象 15歳 (高校生) 以上の方
- ▶募集定員 2,000人 (先着順)
- ▶内容 コース係、給水係、会場係など

○サポートメンバー

- ▶対象 大会当日にランナーを応援していただける個人または団体 (高校生以下の方は一部保護者の同意が必要)
- ▶内容 沿道での楽器演奏やランナーへのマッサージなど、さまざまな応援

○案内 (共通)

- ▶申込方法 申込用紙に必要事項を記入し、〒970-8686 いわきサンシャインマラソン実行委員会事務局へ (FAX可)
- ▶申込期限 10月31日(月)消印有効
- ※申込用紙は、実行委員会事務局、各支所・市民サービスセンターなどに8月上旬から備え付けるほか、公式ホームページからも入手できます。
- ※12月ごろに、それぞれ説明会を開催します。



▲選手に声援を送りながらいわきいちごを配るボランティア



▲ゴールを目指して走り出す参加者

○お問い合わせ

いわきサンシャインマラソン実行委員会事務局 (市スポーツ振興課内)
☎22-7607 FAX 22-1285
✉info@iwaki-marathon.jp

ボランティアでポイントGET

「高齢者を対象に『市いきいきシニアボランティアポイント事業』を実施」

高齢者のボランティア活動を支援

市では、高齢者が元気で生きがいを持ち、安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの構築を目指し、取り組みを行っています。取り組みの一つとして、高齢者のボランティア活動など、地域福祉活動を支援し、社会参加や介護予防を推進するため、七月十一日から「市いきいきシニアボランティアポイント事業」を実施しています。

ボランティア活動でポイントを集める

同事業の対象は、市内に住所を有する六十五歳以上の方です。まずは登録を行い、ポイントカードを取得します。登録完了後、市が指定するボランティア活動を行い、ポイントを集めます。



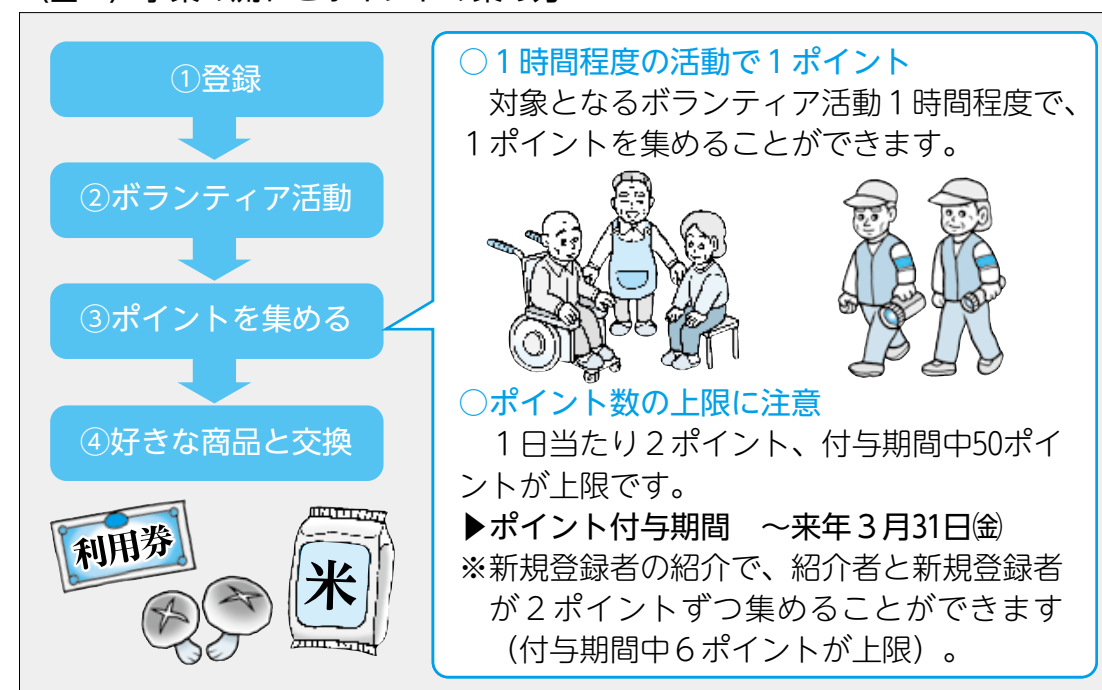
体操を指導するボランティア活動

- ▼登録方法 同課または各地区保健福祉センターに備え付けの登録用紙に必要事項を記入し、身分証明書を持参の上、窓口で対象となる活動
- ・市シルバーハビリ体操指導士としての指導活動
- ・市高齢者見守り隊として、声掛けや訪問などの見守り活動
- ・市住民支え合い活動づくりモデル事業のサポーターとして、地域住民の生活を支援する活動

集めたポイントで好きな商品と交換

- ・認知症カフェ「オレンジカフェ以和貴」でのボランティア活動
- ・市が指定した福祉施設でのボランティア活動
- 集めたポイントは十ポイントから、ポイント数に応じて、本市の特産品や市施設利用券などの商品と交換できます。
- 商品を選んで申し込みをすると、一カ月程度で、商品が郵送で届きます。
- ▼申込方法 同課または各地区保健福祉センターに備え付けの申請書に必要事項を記入し、ポイントカードを添えて、〒970-8686 地域包括ケア推進課へ (直接持参も可)
- ▼申込期限 来年4月15日(土)消印有効
- ※詳しくは、同課へ。

〈図1〉事業の流れとポイントの集め方



○お問い合わせ
地域包括ケア推進課
☎22-7465

国民健康保険税が変わります

トピックス

国保税率は据え置き

国民健康保険（国保）は、病気やけがをした際に、安心して医療機関を受診することができるよう、加入者の皆さんの国保税と国などの公費で成り立っている医療保険制度です。

国保税は「基礎課税額」「後期高齢者支援金等課税額」「介護納付金課税額」で構成され、それぞれの税額は「所得割額」「均等割額」「平等割額」の合計額となっています。

本年度の税率は、昨年度の決算状況や医療費の動向などを踏まえ、昨年度から据え置きとなります。

賦課限度額などを改正

地方税法施行令の改正に伴い、国保税の賦課限度額および軽減基準の改正を行いました。

●賦課限度額
国保税の負担の上限とな

る賦課限度額は、基礎課税額を五十二万円から五十四万円に、後期高齢者支援金等課税額を十七万円から十九万円に引き上げました（表1）。

○軽減基準

軽減基準とは、世帯主と加入者の前年の総所得金額などの合計額が、一定基準以下の場合、均等割額と平等割額を、七割・五割・二割に軽減するものです。

〈表1〉国保税の賦課限度額

区 分	改正前	改正後
基礎課税額	52万円	54万円
後期高齢者支援金等課税額	17万円	19万円
介護納付金課税額	16万円	16万円
合 計	85万円	89万円

法改正に伴う軽減基準の見直しにより、五割・二割軽減の対象世帯が拡大しました（表2）。

医療費の節約を

一人一人が生活習慣や医療の受け方を見直すだけで、医療費を削減することができます。

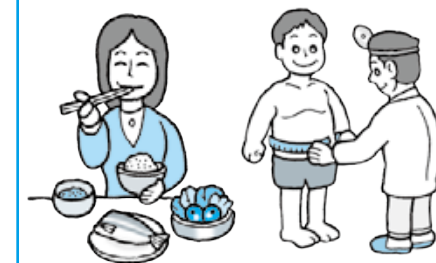
日ごろから、健康管理や医療機関の適正受診に努め、医療費の節約を心掛けましょう。



特定健診を受診して健康管理

医療費を節約するポイント

- 生活習慣病を予防する
栄養バランスの良い食事や、適度な運動を心掛けましょう。
- 特定健診を受診する
年に1回は受診し、病気の早期発見、早期治療に努めましょう。
- かかりつけ医を持つ
重複受診は医療費の負担が大きくなるので、控えましょう。



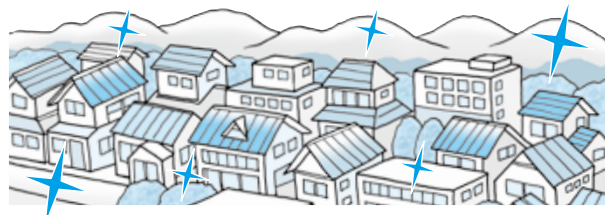
〈表2〉国保税の軽減基準

5割軽減	
改正前	改正後
基礎控除額(33万円) +26万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者(※)数)以下	基礎控除額(33万円) +26.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
2割軽減	
改正前	改正後
基礎控除額(33万円) +47万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	基礎控除額(33万円) +48万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

※特定同一世帯所属者は、75歳を迎え後期高齢者医療制度に移行した方です。

進めています いわきの除染

～来年3月の完了を目指して住宅と事業所の除染作業を実施～



○お問い合わせ

・住宅除染

除染対策課除染第一係 ☎22-1153

・事業所除染

除染対策課計画係 ☎22-1206

子どもの生活環境は除染完了

市は、市除染実施計画に基づき、子どもの生活環境、住宅、商業・医療施設などの事業所を対象に、来年3月の完了を目指して、除染作業を進めています。原発事故以降、優先的に取り組んだ子どもの生活環境（保育・教育施設、公園など）は、すでに除染が完了しており、現在、住宅と事業所の除染作業に着手しています。

除染の受け付けは十二月で終了

○住宅除染

住宅除染については、市内全ての除染実施区域で、事前モニタリング調査に着手しています。

調査の結果、除染の対象となった住宅の作業進捗率は、約九十八パーセント（六月末現在）となっています。

なお、住宅除染の受け付けは、本年十二月で終了します。対象となる住宅の居住者などで、まだ除染の手

続きを行っている方は、放射線コールセンターへ電話（☎38・7183）で申し込みしてください。

○事業所除染

除染実施区域内における商業・医療施設などの事業所除染は、本年三月から着手しており、平地区を除く除染実施区域内の事業所には、七月までに、モニタリング調査の申請のお知らせを送付しています。

また、平地区の事業所については、八月中旬に、モニタリング調査の申請のお知らせを送付する予定です。調査を希望する事業所は申請してください。

なお、事業所除染の申請受け付けは、本年十二月で終了します。申請のお知らせが届かない事業所については、同コールセンターへお問い合わせください。

※住宅兼事務所や住宅同一敷地内事業所の一部、原発事故以降に敷地を造成して新設した事業所、複層階のテナント等における二階以上の事業所などは、除染の対象となりません。

高齢者等の見守りに関する協定を締結

保健福祉課地域福祉推進係 ☎22-7450

6月6日、高齢者等が地域から孤立することなどを防ぐため、東日本リースキン協同組合と「いわき市の高齢者等の見守りに関する協定」を締結しました。

同協定に基づき、同組合の加盟協力店が、業務の範囲で、急病や虐待などの兆候、認知症による徘徊などを発見した場合、速やかに市との情報共有を図ることで、地域福祉の向上を目指していきます。



東日本リースキン協同組合との協定締結

災害時における協力に関する協定を締結

危機管理課危機管理係 ☎22-7551

6月30日、自衛隊退職者や予備自衛官補などで構成される、公益社団法人福島県隊友会いわき支部と「災害時における隊友会の協力に関する協定書」を取り交わしました。

同協定により、災害時における被害状況の情報収集や、避難所の開設・運営などの援助、平常時における防災訓練への参加・助言指導などの支援が行われることで、さらなる地域防災力の向上が期待されます。



（公社）福島県隊友会いわき支部との協定締結

○お問い合わせ
国保年金課国保税係
☎22・7429